府令・省令

○内閣府・総務省・経済産業省令第一号

沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和四年政令第百六十七号）の施行に伴い、並びに沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第二十九条の二第三項及び第五項、第二十九条の三並びに第三十条第二項並びに沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）第二条第三号の規定に基づき、情報通信産業特別地区の区域内における事業の認定申請等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　金子　恭之
経済産業大臣　萩生田光一

情報通信産業特別地区の区域内における事業の認定申請等に関する命令の一部を改正する命令

情報通信産業特別地区の区域内における事業の認定申請等に関する命令（平成十四年総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
情報通信産業振興措置実施計画及び特定情報通信事業の認定申請及び実施状況の報告等に関する命令 （令第二条第三号の主務省令で定める事業） **第一条**　沖縄振興特別措置法施行令（以下「令」という。）第二条第三号の主務省令で定める事業は、次に掲げるものとする。 一　顧客からの委託によりソフトウェアの開発を行う事業 二　顧客からの委託により情報システムの開発を行う事業 三　顧客からの委託により情報システムに係る調査、企画、立案及び助言並びに情報システムの構築、維持管理及び運用に関する役務を一括して提供する事業 四　電気製品その他の電力供給を受けて動作するものの機能が発揮されるよう制御を行うためのソフトウェアの開発を行う事業 五　不特定多数の者に販売することを目的として自らがあらかじめ定める仕様によりソフトウェアの開発を行う事業 （令第二条第五号の主務省令で定める方法） **第二条**　令第二条第五号の主務省令で定める方法は、写真、指紋又は手の静脈の画像情報その他の個人を識別することができる情報によって、特定の個人を識別する方法をいう。 （情報通信産業振興措置実施計画の添付書類） **第三条**　沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号。以下「法」という。）第二十九条の二第三項の主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。 一　登記事項証明書（申請者が個人である場合は、その氏名及び住所を証する書類） 二　認定の申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書（認定の申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録）	情報通信産業特別地区の区域内における事業の認定申請等に関する命令 ［条を加える。］ （令第二条第六号の主務省令で定める方法） **第一条**　沖縄振興特別措置法施行令（以下「令」という。）第二条第六号の主務省令で定める方法は、写真、指紋又は手の静脈の画像情報その他の個人を識別することができる情報によって、特定の個人を識別する方法をいう。 ［条を加える。］